

新宿区民の保護者のみなさまへ

令和4年度 施設等利用費 の請求について(ご案内)

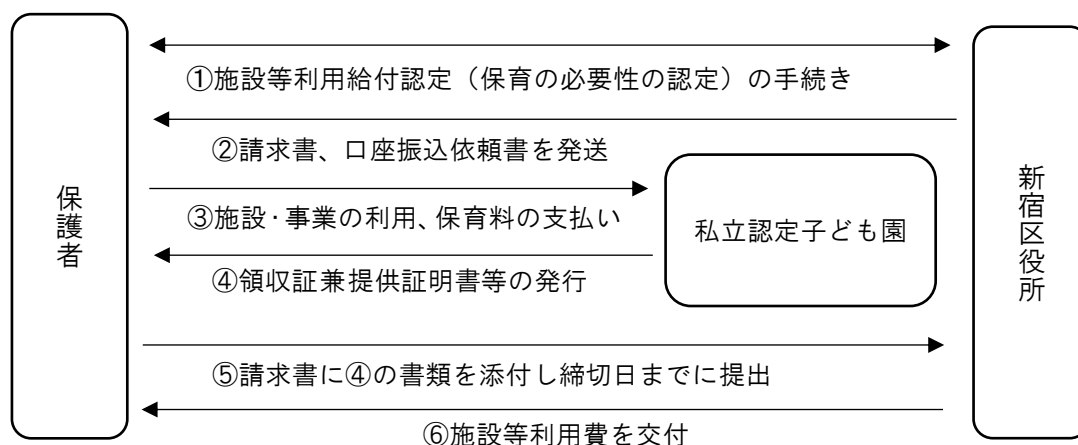
私立認定こども園 預かり保育用

1. 施設等利用費とは

令和元年 10 月から開始された幼児教育・保育の無償化では、認定こども園の基本保育料のほか、預かり保育の利用料についても、上限額の範囲内で無償化されました。

預かり保育の利用料の無償化は、基本保育料とは異なり、利用料をいったん施設にお支払いした後に、区に対し、無償化の給付の請求を行っていただく必要があります。

この無償化の給付のことを「施設等利用費」といいます。



2. 施設等利用費を請求できる方

施設等利用費を請求するためには、利用する月の前月末日までに、新宿区から「施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）」を受ける必要があります。**施設等利用給付認定を受けていない場合は、施設等利用費を請求することはできません。**

施設等利用給付認定の手続き等については、保育課入園・認定係（区役所本庁舎 2 階 14 番窓口・☎03-5273-4527）にお問い合わせください。

【施設等利用給付認定の要件（私立認定こども園の預かり保育）】

保育の必要性	クラス	在園状況
あり	3歳～5歳児	私立認定こども園（幼稚園機能）の在園児

※なお、平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれのお子さんが、私立認定こども園（幼稚園機能）に在籍しており、かつ世帯にかかる住民税が非課税である場合にも、預かり保育の利用料を施設等利用費として請求できます。手続き等については、お問合せください。

3. 施設等利用費の対象施設

区市町村から確認を受けた私立認定こども園が対象です。

なお、新宿区内の私立認定こども園が行っている預かり保育は、全園が確認を受けているため、施設等利用費の請求をすることができます。

ただし、全園とも預かり保育の実施時間が一定の基準を超えているため、認可外保育施設等で利用した一時保育等の利用料は請求対象になりません。

4. 施設等利用費の上限額

- ・ 3歳～5歳児クラス：月額 利用日数×450円（上限 11,300円）

★ 預かり保育の利用日数に応じて月額の上限額が異なります（日額上限額：450円）

【参考：預かり保育の施設等利用費の算出について】

月ごとに以下のアとイを比較し、低い方の金額が施設等利用費の額となります。

ア 預かり保育の利用料として園に支払った総額

イ 預かり保育を利用した日数×450円（11,300円が上限）

例：月に預かり保育を15日利用し、その利用料として9,000円を支払った場合

ア 預かり保育の利用料として園に支払った総額→9,000円

イ 預かり保育を利用した日数×450円→15日×450円=6,750円

⇒アとイを比較して低い金額となる6,750円が補助金額となります。

※ 食材料費（おやつ代）や日用品等の費用は、施設等利用費の対象外のため、保護者負担となります。

5. 施設等利用費の請求書類

以下の書類すべてを、保育指導課給付係へ郵送していただくか、直接お持ちください。

- ① 施設等利用費交付請求書（私立認定子ども園の預かり保育用）

必要事項の記入・押印をしてください。

- ② 施設等利用費口座振込依頼書兼同意書

施設等利用費の振込先口座の記入・押印をしてください。

初回の請求書提出時にのみご提出ください。（毎年度ご提出が必要です。）

- ③ 領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書【原本】（施設・事業所が発行したものです。）

※ ③の書類がない場合は、施設・事業所が発行した利用料を支払ったことを証明する書類（領収証等）と、特定子ども・子育て支援提供証明書をあわせてご提出ください。

☆施設等利用費交付請求書、施設等利用費口座振込依頼書兼同意書は、施設等利用給付認定を受けられてから概ね10日前後で別途案内とともにご自宅へお送りします。

6. 請求の締切日とお支払いの時期(令和4年度分)

令和4年度分の施設等利用費の支払いは2回の時期に分けて行います。

請求の締切日と支払日は以下のとおりです。

	第1期	第2期	第3期	第4期
請求できる月	6月分まで	9月分まで	12月分まで	3月分まで
締切日	8/15(月)	11/15(火)	2/15(水)	5/1(月)
支払日	9/30(金)	12/28(水)	3/31(金)	5/31(水)

※締切日までに、必要事項が正しく記入され、必要書類がすべて添付された請求書が、保育指導課給付係に到達している必要があります。

※締切日までに提出された請求書について、審査をしたのち、上表の支払日に指定の口座に振り込みます。

7. 令和2年度分及び令和3年度分の請求とお支払いの時期

令和2年度分及び令和3年度分の施設等利用費のお支払いの時期は請求書（必要事項が全て記入され、必要書類がすべて添付されているもの）が保育指導課給付係に到達した日の属する月の翌月末日となります。

例：6月1日に保育指導課に到達した請求書は、7月末日にお支払いとなります。

※対象の請求期間から2年が経過すると、消滅時効の満了により請求ができなくなりますので、ご注意ください。（例：令和2年4月ご利用分の施設等利用費は令和4年5月1日以降はご請求ができなくなります。）

8. 問合せ先(請求書の提出先)

新宿区子ども家庭部保育指導課給付係（区役所第一分庁舎7階）

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目5番1号

電話:03-5273-4584（直通） FAX:03-3209-2795